平成２３年（フ）第６０１号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―29―401
債務者　田村　　剛
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
長野市みこと川１番地３　Ａ－７－８
債務者　徳竹　明美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
兵庫県川西市東畦野５丁目５番12号、前住所京都府亀岡市畑野町広野箱木原１番地149
債務者　谷中　忠志
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２８８号
兵庫県西宮市笠屋町２番30―111号
債務者　原　　春美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５号
山口県宇部市大字中宇部1744番地１
債務者　岡山　　満
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１３９０号
北九州市小倉南区葛原元町１丁目16―８大和荘Ａ―107
債務者　永島田英樹
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３９１号
北九州市小倉南区葛原元町１丁目16―８大和荘Ａ―107
債務者　永島田美樹
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１３７号
北九州市戸畑区千防３丁目17番24号
債務者　豊沢　昌人
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１７５号
北九州市小倉南区八幡町２番３号　２Ｆ
債務者　松田留美子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３４号
北九州市八幡西区御開３丁目３番32―303号
債務者　江藤　重則
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４９号
北九州市小倉南区下城野１丁目１番15―301号
債務者　伊東由美子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２６２号
北九州市若松区東二島３丁目５番３―101号
債務者　大久保惠美子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２６３号
北九州市門司区清見３丁目７番１―213号
債務者　宮本　紀代
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２６４号
北九州市小倉北区大畠１丁目７番14―205号
債務者　松本　泰廣
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４７号
熊本市楡木２丁目10番43号
債務者　永村　　直
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５６７号
宮崎市佐土原町下田島12110番地１
債務者　佐藤　眞伸
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６２号
岩手県盛岡市夕顔瀬町２番11号　コーポムラタ12号、旧住所岩手県盛岡市前九年２丁目９番38号　キャピタル壱番館203号
債務者　十文字和男
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６０号
福島県本宮市本宮字小幡13番地１　レオパレスウエストヒル103
債務者　佐藤多美子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係